

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院における
入院患者等給食業務委託事業に係る公募型プロポーザルの実施について

次のとおり、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院における入院患者等給食業務委託事業に係る公募型プロポーザルを実施します。

令和8年8月28日

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院長 小嶋裕一郎

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

入院患者等給食業務委託

(2) 業務内容

入院患者等の給食に係る全ての業務

※委託業務の詳細は、業務委託実施仕様書（以下「仕様書」という。）に示す。

(3) 委託期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日

2 公募型プロポーザルへの参加資格並びに業務実施上の要件

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができる。

(1) 事業実績のある者

- ・400床以上の複数の総合病院において、仕様書に示す業務を一括して受託し、履行した実績を有すること。

(2) 欠格要件のない者

次の①～④までのいずれにも該当しない者であること。

- ①法人税、消費税及び県税を滞納している者（県外事業者にあつては主たる事業所の所在都道府県税）
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- ③過去3年間に関係法令に違反したとして行政処分を受けた者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

(3) 次の要件を満たす者

- ① 都道府県の物品調達に関する入札参加資格を有している者であること。
- ② （一財）医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク（患者等給食業務）の認定を受けていること。
- ③ （公社）日本メディカル給食協会の代行保証制度に加入していること。

④ 契約締結時までに、施設等賠償責任保険に加入していること。

⑤ 次の給食従事者を配置できること。

※資格要件はプロポーザル実施要領に示す。

- ・受託業務責任者
- ・栄養担当責任者
- ・調理担当責任者
- ・栄養事務担当者
- ・調理担当者
- ・給食業務補助者

⑥ 令和6年度以降、本件入札公告日までに申請者の本県管轄の支社、営業所（本社が管轄の場合は本社）において、細菌性の食中毒事故等による営業上の行政処分を受けたことがないこと。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒400-8506

甲府市富士見1丁目1-1 山梨県立中央病院 企画経理課 調度担当（柳本）

電 話 055-253-7111（内線2110）

FAX 055-253-8011

E-mail yanagimoto-bfbs@ych.pref.yamanashi.jp

(2) 患者給食業務プロポーザル実施要領等（以下「実施要領等」という。）の交付場所、提案書等の提出場所
担当部署に同じ。

(3) 実施要領等の交付期間

令和8年8月28日（金）から令和8年10月1日（木）まで

ただし、土日祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 提案書等の提出期限

令和8年10月1日（木） 午後5時必着

※実施要領等の交付を受けていない者は提出できません。

(5) 提出書類

実施要領等による。

(6) 提出部数

・資格確認申請書 1部

・提案書等 10部（正本1部 副本9部）

(7) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

※郵送の場合、提出期限までに当院で受領したものに限ることとする。

(8) 現場説明会

プロポーザルに関する現場説明会を次のとおり行う。

① 日時：令和8年9月14日（月）午後2時

② 場所：山梨県立中央病院2階 会議室2

③ 留意事項

- ・参加人数は、1事業者2名以内とする。
- ・消毒済みの履物、マスク、白衣及びキャップを持参すること。

4 審査

提出された提案書等について、患者給食業務委託事業者選定委員会において、評価基準に基づき審査を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約に向けた手続きを行う。

審査はプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

日程 令和8年10月13日（火）

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の策定等に関して必要となる一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する場合には、選定対象から除外、又は、契約候補者としての選定を取り消す。

①参加者の資格を失ったとき。

②提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

③著しく社会的信用を損なう行為等により、当院の事業者としてふさわしくないと判断したとき。

6 その他

(1) 企画提案及び契約に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は実施要領等による。